

関連資料 目次

厚生労働省医政局 p. 1

厚生労働省健康・生活衛生局 p. 3

厚生労働省医薬局 p. 6

厚生労働省労働基準局安全衛生部 p. 12

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 p. 21

厚生労働省老健局 p. 31

厚生労働省保険局 p. 34

こども家庭庁成育局 p. 38

こども家庭庁支援局 p. 41

(参考)

文部科学省初等中等教育局 p. 42

補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和7年度当初予算案 36百万円（36百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・背景

補聴器については、その購入に際し消費者トラブルが報告されており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点が指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。



2 事業の概要

補聴器販売者技能向上研修

<事業内容>

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。



（実際の研修の様子）



補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発

<事業内容>

補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。



（リーフレット）



（ポスター）

医療機器開発推進研究事業

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 12億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

わが国発の国際競争力・効率性の高い医療機器の開発を、より一層促進するためには、産学官連携による医療機器開発や、開発リスクが高い分野への参入促進を図る必要がある。そこで、医療従事者等の業務の効率化・負担軽減や疾病予防・重症化予防に資する医療機器、小児用の小型又は成長追従性の医療機器、高齢化等により衰えた身体機能の補完・向上に資する医療機器など、医療ニーズの高い医療機器の研究開発を促進する。

また、クラスⅢ・Ⅳの医療機器等の開発リスクが高く着手が難しいテーマに対する支援を通じて、革新的なアイデアや技術を用いた医療機器の研究開発を促進し、革新的な医療機器の実用化を図る。

2 事業の概要・スキーム

①医療負担の軽減に資する医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

医療費適正化や医療従事者等の負担軽減に資する医療機器の臨床研究・治験等を支援

②革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

新しい技術・原理・効能・用途などを有した革新的な医療機器等の臨床研究・治験等を支援

③小児用医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

小児用の小型又は成長追従性の医療機器の臨床研究・治験等を支援

④高齢者向けまたは在宅医療分野の推進に資する医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

高齢者向け、在宅医療の推進に資する医療機器等の臨床研究・治験等を支援

⑤疾患登録システム（患者レジストリ）を活用した医療機器の実用化を目指す研究等

AIを活用した医療機器や、侵襲性の高い医療機器等のRWDを活用した臨床研究等を支援

0929通知等に基づき、治験を実施せずに医療機器の評価を行う研究を含む。

⑥医療ニーズの高い体外診断用医薬品の開発（新規研究領域）

革新的な治療法や診断法の開発の一層の早期化に資するため、医薬品・医療機器等の開発と並行又は単独での体外診断用医薬品の開発を支援

3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

小児慢性特定疾病児童等への医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としている。

医療費助成の概要

- 対象者の要件
 - ・ 小児慢性特定疾病（※）にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
- ・ 18歳未満の児童であること。（ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
- 自己負担
 - 実施主体
 - 国庫負担率
 - 根拠条文
- 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）
児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| ① 悪性新生物 | ⑦ 糖尿病 | ⑬ 染色体又は遺伝子 |
| ② 慢性腎疾患 | ⑧ 先天性代謝異常 | に変化を伴う症候群 |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑨ 血液疾患 | ⑭ 皮膚疾患 |
| ④ 慢性心疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑮ 骨系統疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑯ 脈管系疾患 |
| ⑥ 膠原病 | ⑫ 慢性消化器疾患 | |

対象疾病

- ・ 対象疾病数：801疾病（16疾患群）
（令和7年4月）

予算額

- ・ 令和7年度予算（案）：17,913百万円

生活習慣病に関する情報提供サイト「e-ヘルスネット」



e-ヘルスネット [情報提供]

厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

サイト内を検索

Search

生活習慣病予防

健康寿命

身体活動・運動

栄養・食生活

休養・こころの健康

歯・口腔の健康

飲酒

喫煙

感覚器など

健康政策

健康用語辞典

執筆者一覧

e-ヘルスネット > 感覚器など > 聴覚器 > ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

ヘッドホンやイヤホンを使い、大きな音量で音楽などを聞き続けることにより、音を伝える役割をしている有毛細胞が徐々に壊れて起こる難聴です。少しずつ進行していくために初期には自覚しにくく、とはいえ失った聴覚は戻りません。大きすぎる音量で聞かない、長時間連続して聞かず定期的に耳を休ませるなどの予防が重要となります。

ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）とは

大きな音にさらされることで起こる難聴を「騒音性難聴」あるいは「音響性難聴（音響外傷）」といいます。騒音性難聴は主に、職場で工場の機械音や工事音などの騒音にさらされることで起こります。一方、音響性難聴は、爆発音あるいはコンサート・ライブ会場などの大音量などにさらされるほか、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を聞き続けることによって起こります。後者は「ヘッドホン難聴」あるいは「イヤホン難聴」と呼ばれ、近年、特に問題視されています。

WHO（世界保健機関）では、11億人もの世界の若者たち（12～35歳）が、携帯型音楽プレーヤーやスマートフォンなどによる音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らしています。[1]

関連キーワード

有毛細胞

難聴

関連記事一覧

聴覚器

突発性難聴について

ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp>

「e-健康づくりネット」によるコンテンツの発信



リーフレット

健康づくり支援担当者のための総合情報サイト

日本全国の地方自治体や企業・団体などで、健康づくりの取り組みを検討・実施されている方々に向けて、健康づくりのポイントや参考となる事例をそれぞれの内容にあわせたツールでご紹介しています。今後も新規ツールの追加や、指針・ガイドライン等の改訂に伴う内容の更新を予定しています。

これから検討を始める方、既に実施している施策をより効率的にしたい方など、健康づくりを実施される方に、すぐにご活用いただける情報をお届けします。

健康課題別ツールのご紹介

健康づくり施策の実施段階でご活用いただけるパンフレットやパンフレットの解説書、記録シートなどをご用意しました。

指針・ガイドライン等の改訂時には適宜内容の更新を行います。また、新規ツールも追加予定です。

ぜひダウンロードしてご活用ください。



身体活動の促進



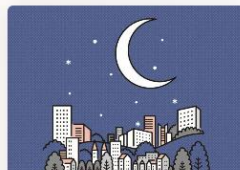
肥満予防（男性編）



アルコール（女性編）



アルコール（男性編）



睡眠



女性の健診・検診



室温と高血圧、睡眠の関係



ヘッドホン（イヤホン）難聴

(<https://e-kennet.mhlw.go.jp/>)

ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）にならないために

大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。

大音量・長時間の使用を避けるために

- 可能な限り音量を小さくしよう
WHOの推奨する限度は、大人は80dB以下、子供は75dB以下で1週間に最大40時間です。
- 音量を上げ過ぎないために、遮音性の高いヘッドホン/イヤホンを使う
- 音量と視聴時間をモニターして、長時間の使用を避けよう
- 少なくとも1時間に1回、10分程度は耳を休めよう



日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 推奨
WHO's "Be healthy, be mobile: a handbook on how to implement mSafeListening".
Web annex mSafeListening message libraries. より

※使用機器やスマートフォンのアプリにより、ヘッドホン/イヤホンの音量と視聴時間の記録が可能です。WHOの推奨する限度（大人は80dB以下、子供は75dB以下）1週間に最大40時間）と比較できます。また、WHOの推奨する限度に近づいた場合に通知を受け取る機能がついたアプリもあります。

難聴のリスクには個人差があり、ヘッドホン/イヤホンは外でも難聴となる場合があります。またどのくらいの音量で、どのくらいの時間使用するとヘッドホン/イヤホン難聴にならないかについては、明らかになっていません。

コラム：遮音性の高いヘッドホン/イヤホン

イヤパッドの素材や構造で周囲のノイズを軽減したり、デジタル信号処理で消したい音を打ち消したりする工夫がされているヘッドホン/イヤホンもあります。周囲の騒音を抑えてくれるので、音量を適度にする必要がなくなり、耳への負担を軽減できます。



※周囲の騒音を遮断する機能は特許であり、安易性に配慮し、自給に合うものを選んでください。

あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！

大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。



世界で10億人以上の若者たちがヘッドホンなどによる難聴の危険にさらされています。日本でもこの10年で、10～40代の聴力が低下してきていると報告されています。その原因のひとつとして、ヘッドホンで大きな音を聞き続けることが挙げられています。

厚生労働省

2024年8月版

ポスター

あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！



大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。音量を下げて、少なくとも1時間に1回、10分程度は耳を休めよう！

厚生労働省

厚生労働省

※令和7年4月1日より、「スマート・ライフ・プロジェクト」、「e-ヘルスネット」、「e-健康づくりネット」の3サイトが統合され、健康づくりの総合的なポータルサイト「健康づくりサポートネット」に名称が変更されます。

新サイトのURL

(<https://kennet.mhlw.go.jp/home>)

「医療機器」の定義

この法律で「医療機器」とは、
人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、
又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと
が目的とされている機械器具等※（再生医療等製品を除く。）であつて、
政令で定めるものをいう。

（医薬品医療機器法第2条第4項）

※ 機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）及びこれを記録した記録媒体をいう。

【福祉用具の定義】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

（福祉用具法 第2条）

政令（医薬品医療機器法施行令）

別表第一

機械器具

- 一 手術台及び治療台
- 二 医療用照明器
- 三 医療用消毒器
- 四 医療用殺菌水装置
- 五 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊のう及びガス吸収かん
- 六 呼吸補助器
- 七 内臓機能代用器
- 八 保育器
- 九 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
- 十 放射性物質診療用器具
- 十一 放射線障害防護用器具
- 十二 理学診療用器具
- 十三 聴診器
- 十四 打診器
- 十五 舌圧子
- 十六 体温計
- 十七 血液検査用器具
- 十八 血圧検査又は脈波検査用器具
- 十九 尿検査又は糞^{ふん}便検査用器具
- 二十 体液検査用器具
- 二十一 内臓機能検査用器具
- 二十二 検眼用器具
- 二十三 聴力検査用器具
- 二十四 知覚検査又は運動機能検査用器具
- 二十五 医療用鏡
- 二十六 医療用遠心ちんでん器
- 二十七 医療用マイクローム
- 二十八 医療用定温器
- 二十九 電気手術器

- 三十 結紮^{さつ}器及び縫合器
- 三十一 医療用焼灼^{しやく}器
- 三十二 医療用吸引器
- 三十三 気胸器及び気腹器
- 三十四 医療用刀
- 三十五 医療用はさみ
- 三十六 医療用ピンセット
- 三十七 医療用匙^ひ
- 三十八 医療用鉤^{こう}
- 三十九 医療用鉗^{かん}子
- 四十 医療用のこぎり
- 四十一 医療用のみ
- 四十二 医療用剥^{はく}離子
- 四十三 医療用つち
- 四十四 医療用やすり
- 四十五 医療用てこ
- 四十六 医療用絞^{こう}断器
- 四十七 注射針及び穿^{せん}刺針
- 四十八 注射筒
- 四十九 医療用穿^{せん}刺器、穿^{せん}削器及び穿^{せん}孔器
- 五十 開創又は開孔用器具
- 五十一 医療用嘴^し管及び体液誘導管
- 五十二 医療用拡張器
- 五十三 医療用消息子
- 五十四 医療用捲^{けん}綿子
- 五十五 医療用洗浄器
- 五十六 採血又は輸血用器具
- 五十七 種痘用器具
- 五十八 整形用機械器具
- 五十九 歯科用ユニット
- 六十 歯科用エンジン
- 六十一 歯科用ハンドピース
- 六十二 歯科用切削器
- 六十三 歯科用ブローチ

- 六十四 歯科用探針
- 六十五 歯科用充填^{てん}器
- 六十六 歯科用練成器
- 六十七 歯科用防湿器
- 六十八 印象採得又は咬^{こう}合採得用器具
- 六十九 歯科用蒸和器及び重合器
- 七十 歯科用鑄造器
- 七十一 視力補正用眼鏡
- 七十二 視力補正用レンズ
- 七十二の二 コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)
- 七十三 補聴器**
- 七十四 医薬品注入器
- 七十五 脱疾治療用器具
- 七十六 医療用吸入器
- 七十七 バイブレーター
- 七十八 家庭用電気治療器
- 七十九 指圧代用器
- 八十 はり又はきゆう用器具
- 八十一 磁気治療器
- 八十二 近視眼矯正器
- 八十三 医療用物質生成器
- 八十四 前各号に掲げる物の附属品で、厚生労働省令で定めるもの

医療用品

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 手術用手袋及び指サック
- 四 整形用品**
- 五 副木
- 六 視力表及び色盲検査表

(続き)

歯科材料

- 一 歯科用金属
- 二 歯冠材料
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用根管充填てん材料
- 五 歯科用接着充填てん材料
- 六 歯科用印象材料
- 七 歯科用ワックス
- 八 歯科用石膏こう及び石膏こう製品
- 九 歯科用研削材料

衛生用品

- 一 月経処理用タンポン
- 二 コンドーム
- 三 避妊用具
- 四 性具

プログラム

- 一 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第一号において同じ。)
- 二 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第二号において同じ。)
- 三 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第三号において同じ。)

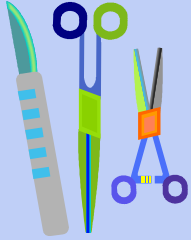
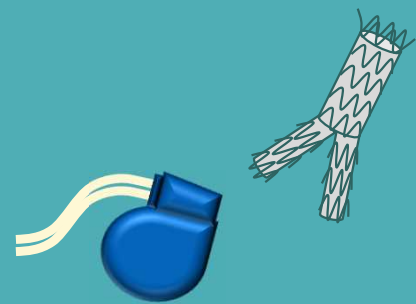
プログラムを記録した記録媒体

- 一 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
- 二 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
- 三 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

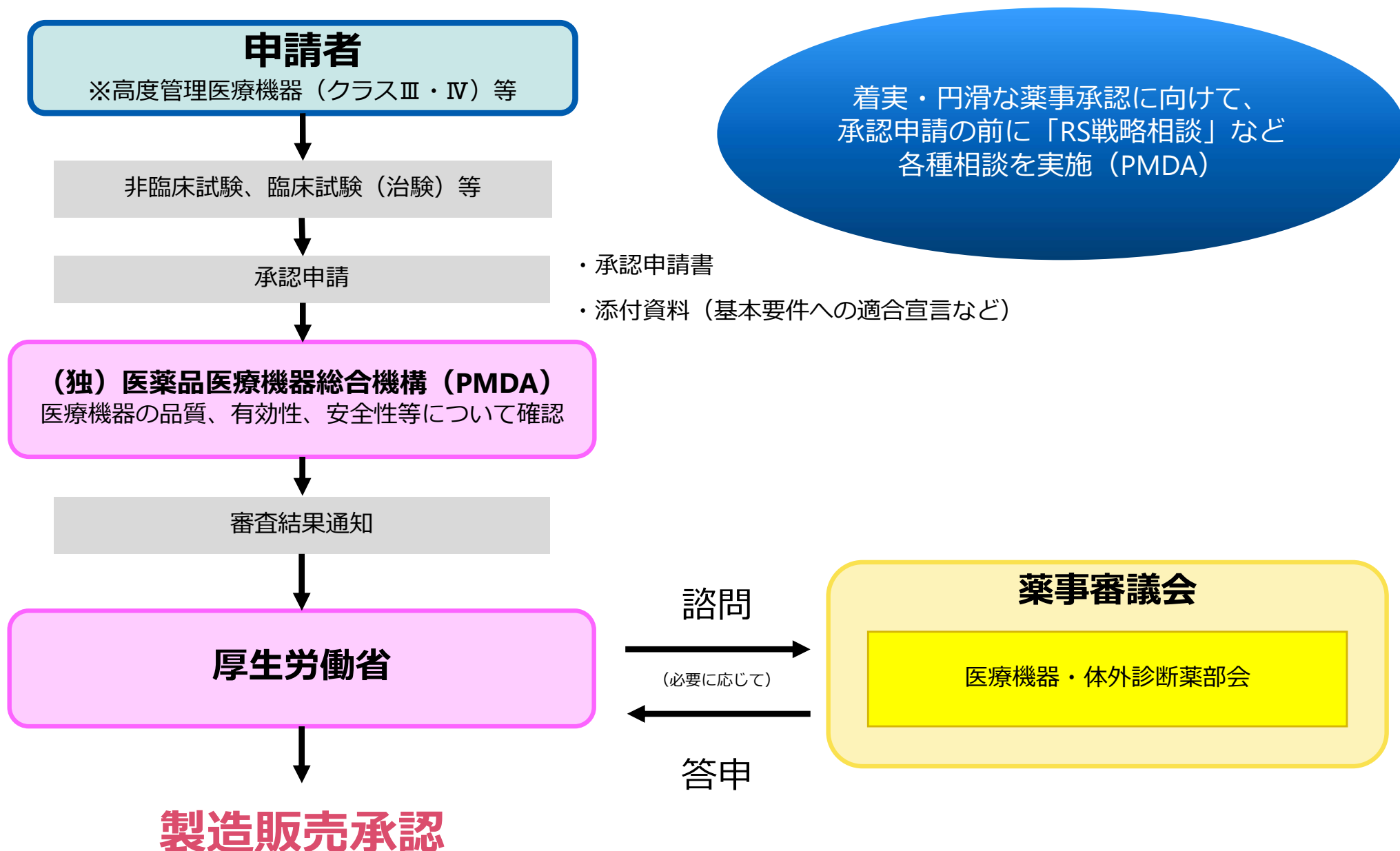
動物専用医療機器

- 一 機械器具の項各号(第八十四号を除く。)及び医療用品の項各号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの
- 二 プログラム
 - イ 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号イにおいて同じ。)
 - ロ 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ロにおいて同じ。)
 - ハ 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ハにおいて同じ。)
- 三 プログラムを記録した記録媒体
 - イ 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
 - ロ 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
 - ハ 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体
- 四 患癥矯正用器具
- 五 搾子
- 六 受精卵移植用器具
- 七 人工授精用器具
- 八 製品蹄てい鉄及び蹄釘ていちょう
- 九 投薬器
- 十 乳房送風器
- 十一 妊娠診断用器具
- 十二 標識用器具
- 十三 保定用器具
- 十四 前各号に掲げる物の附属品で、農林水産省令で定めるもの

医療機器の分類と規制

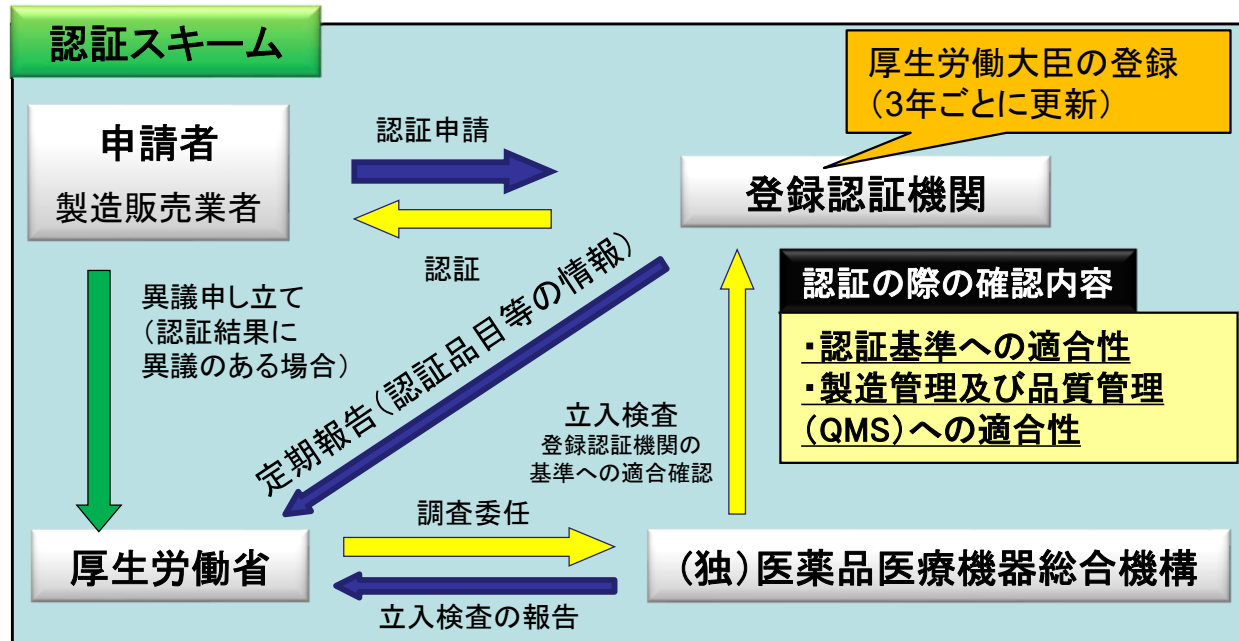
小 ← リ ス ク → 大				
国際分類	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
具 体 例	不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが極めて低い</u>と考えられるもの (例) 体外診断用機器、鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム、歯科技工用用品 	不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが比較的低い</u>と考えられるもの (例) MRI装置、電子内視鏡、消化器用カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金 	不具合が生じた場合、<u>人体へのリスクが比較的高い</u>と考えられるもの (例) 透析器、人工骨、人工呼吸器 	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、<u>生命の危険に直結する恐れ</u>があるもの (例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステントグラフト 
医薬品医療機器法の分類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規制	届出	第三者認証	大臣承認 (PMDAで審査)	

医療機器の製造販売承認に向けた流れ



第三者認証制度について

厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び体外診断用医薬品については、厚生労働大臣の承認を不要として、厚生労働大臣の登録を受けた第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度（平成17年4月より施行、高度管理医療機器は平成26年11月より拡大）



認証基準策定数

高度管理医療機器	44基準
管理医療機器	951基準

R7年1月現在

<認証基準(管理医療機器)の例>

医療機器の名称		超音波治療器
基準	日本産業規格	T0601-2-5
	使用目的又は効果	超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減

登録認証機関に対する基準

- 登録(更新)申請の際に適合すべき基準※(医薬品医療機器等法第23条の7第1項第1号)
- 登録認証機関が基準適合性認証のための審査を行う際に適合すべき基準※(医薬品医療機器等法第23条の9の規定に基づく医薬品医療機器等法施行規則第128条)

※国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

ISO/IEC 17065: 2012 (JIS Q17065: 2012)	・製品の認証を行う機関に関する基準
ISO/IEC 17021-1: 2015 (JIS Q17021-1: 2015)	・製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

登録認証機関(10機関)

第AA号	テュフ・ブード・ジャパン株式会社※
第AB号	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社※
第AC号	ドイツ品質システム認証株式会社※
第AD号	BSIグループジャパン株式会社※
第AF号	SGSジャパン株式会社※
第AG号	株式会社コスモス・コーポレーション※※
第AH号	一般財団法人日本品質保証機構※※
第AI号	ナノテックシュピンドラー株式会社※※
第AK号	一般財団法人電気安全環境研究所※※
第AL号	公益財団法人医療機器センター※※

※外資系
※※内資系

労働安全衛生法に基づく健康管理

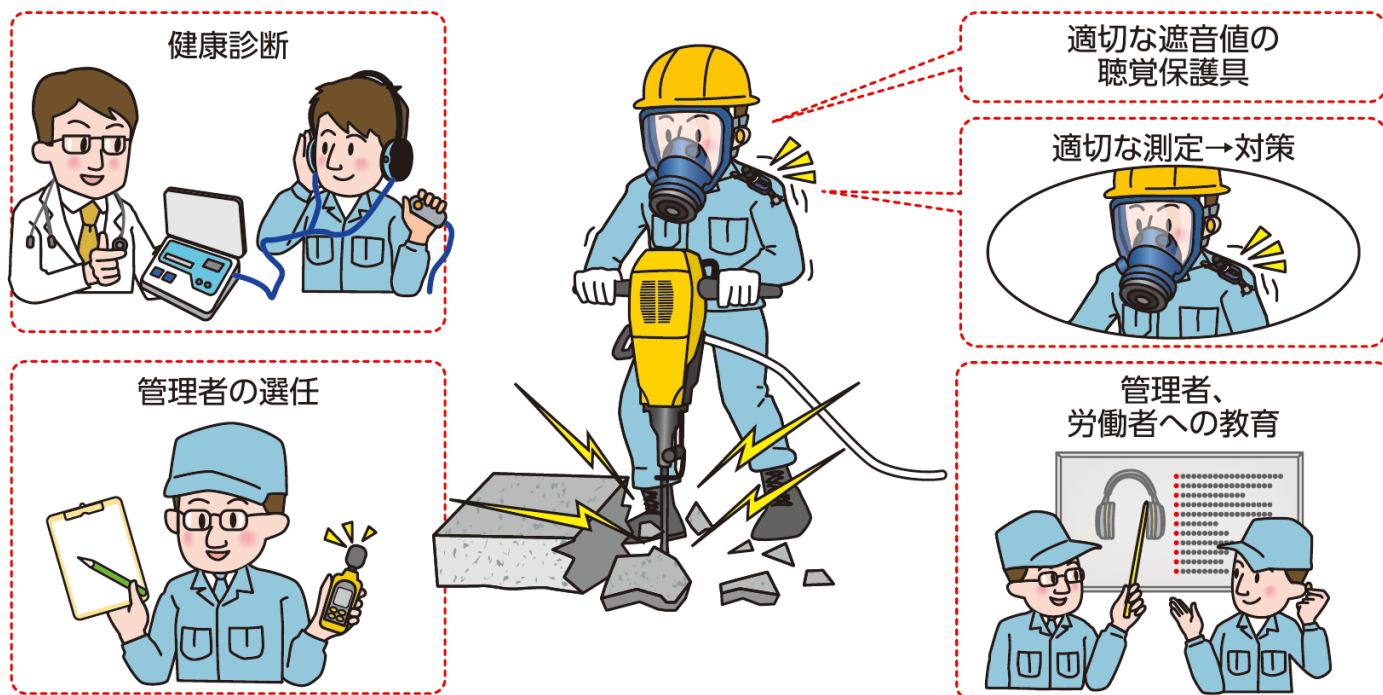
労働安全衛生法では、業務が原因で、労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐため、事業者に対し、常時使用する労働者を対象に、年1回、健康診断を実施することを義務付けている（費用は全額事業者負担）。

※労働者にも健康診断を受診する義務がある。
※違反した事業者には罰則が適用される。

【一般健康診断の項目】

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）

+

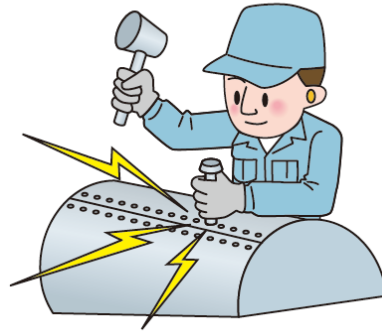
騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）

における業務

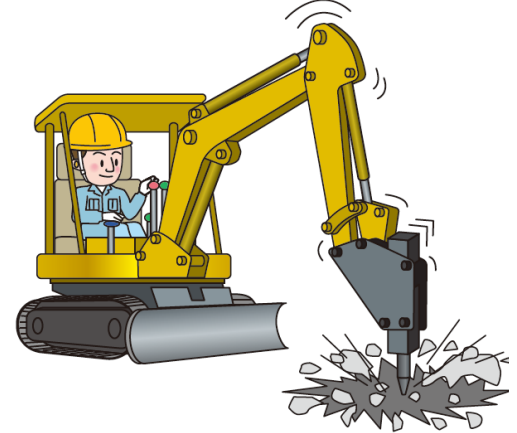
手持動力工具を取り扱う業務を
行う作業場



ハンマーを用いて金属の
打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた
掘削を行う坑内作業場



etc...

対象作業場の一覧

8ページ

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

労働衛生管理体制

管理者の選任

New

- ☑ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる

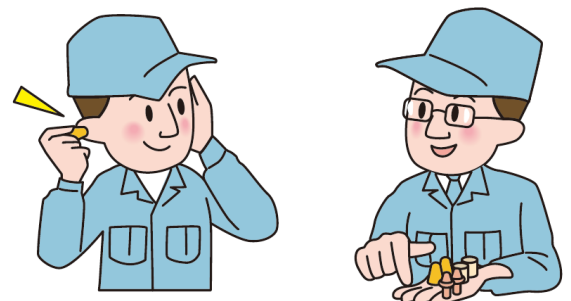
選任に当たっての教育

7ページ

元請事業者の責務

New

- ☑ 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う



元請事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
 - 坑内作業場・・・定点測定
 - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
- により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置
 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

作業環境測定

- ✓ 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2～1.5mで測定 ①～⑬
- ✓ 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う B
- ✓ 1測定点につき10分以上継続して行う
- ✓ 表に基づいて評価する

定点測定

- ✓ 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなるとされる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ✓ 10分以上継続して行う

個人ばく露測定

New

- ✓ 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- ✓ 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- ✓ 原則終日または半日測定する※
- ✓ ばく露計の落下、覆われに注意する

※ 2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない

等価騒音レベルの推計

New

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

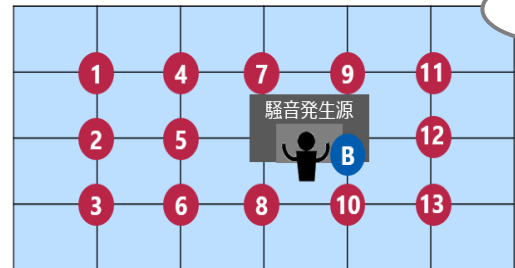
L_p (dB) : 推計値
 L_w (dB) : 音響パワーレベル
 r (m) : 騒音源からの距離

- ✓ 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- ✓ 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

※1 別表第2に掲げる屋内作業場や坑内作業場で、騒音源が移動する場合等は、上記に代えて個人ばく露測定により測定を行うことができる。

※2 屋外作業場で、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所は、左記に代えて等価騒音レベルの推計により測定に代えることができる。

※3 別表第2の作業場について、第Ⅰ管理区分が継続している場所または等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所は省略可



		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分



JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

例：音響パワーレベル100dBのチェーンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$

$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8$$

$$= 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

措置

第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ☑ 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ☑ 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

Point

New
手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

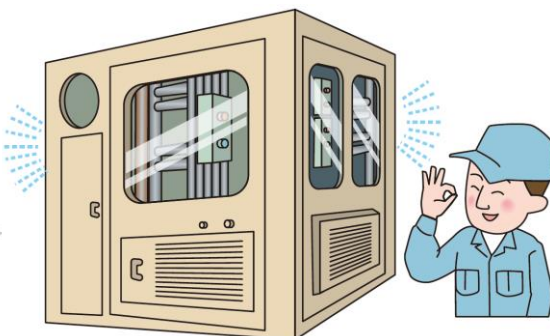
- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ☑ 聴覚保護具を利用させる
- ☑ 聴覚保護具の利用を管理者に確認させる
- ☑ 聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- ☑ 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

具体的な措置の例

騒音発生源対策
低騒音型機械の採用



伝播経路対策
遮蔽物、防音塀等の設置



受音者対策
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

記録

- ☑ 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時 ②測定方法 ③測定箇所 ④測定条件 ⑤測定結果 ⑥評価日時 ⑦評価箇所
⑧評価結果 ⑨測定および評価を実施した者の氏名 ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1～4）参照



聴覚保護具

- ☑ 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- ☑ 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- ☑ 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

代表的な聴覚保護具

発泡タイプ（ウレタンフォーム）



ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。

＜特長＞

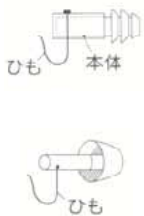
安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。

＜注意点＞

汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。

最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわができないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。

形成タイプ（形が決まっている耳栓）



ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。

＜特長＞

洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。

＜注意点＞

遮音性能は中程度です。

イヤーマフ（耳覆い）



イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので軟らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。

＜特長＞

脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときなどに有効です。

耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。

＜注意点＞

ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。

作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

表 等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準								
等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

健康管理

雇入時等健康診断

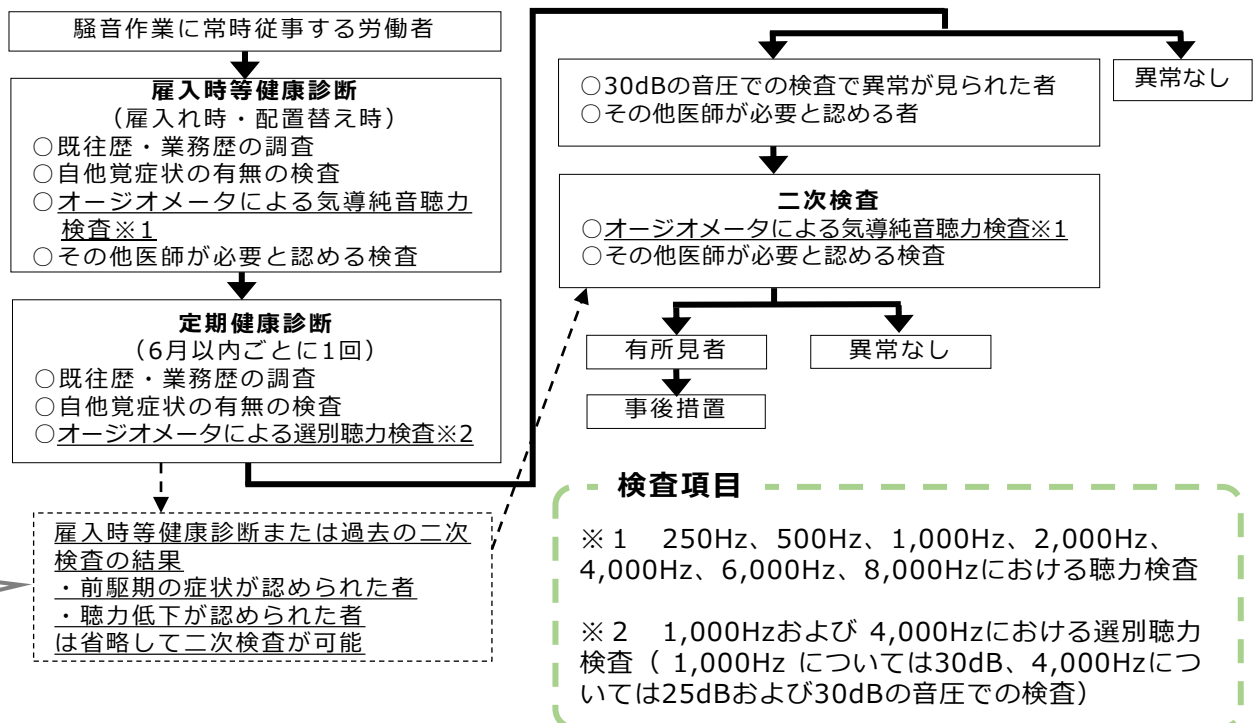
- ☒ 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- ☒ 結果を記録し、5年間保存する

定期健康診断

- ☒ 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う
（第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可）
- ☒ 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- ☒ 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- ☒ 結果を記録し、5年間保存する
- ☒ 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 （前駆期の症状が認められる者）	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
要観察者 （軽度の聴力低下が認められる者）	
要管理者 （中等度以上の聴力低下が認められる者）	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、 配置転換その他必要な措置

健康管理の体系



労働衛生教育

管理者教育

☑ 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

労働者教育

☑ 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用法および管理方法について労働衛生教育を行う

- (注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者
労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者
- (注2) 第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

計画の届出

☑ 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

対象作業場一覧

別表第一

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速回転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカットを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



令和4年生活のしづらさなどに関する調査について (全国在宅障害児・者等実態調査)

社会保障審議会障害者部会
第131回(R4.5.27)資料3より
抜粋・一部修正

1. 概要

- 本調査は、平成23年に、それまで概ね5年毎に実施してきた「身体障害児・者等実態調査」及び「知的障害児(者)基礎調査」を統合・拡大する形で、在宅の障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを把握することを目的として創設された調査。
- 前回平成28年の調査から5年後にあたる令和3年中に本調査の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に延期し、令和4年に調査を実施。
- 令和4年の調査は、前回平成28年の調査の内容を基礎としつつ、厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、調査項目等に必要な修正を行った上で実施した。

2. 調査の内容

(1) 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

(2) 調査対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と診断されたことがある方
- ・上記のいずれにも該当しないが、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

(3) 調査方法

- ・調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。
- ・調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。
- ・調査票は、調査対象者本人又は代筆者が記入する。

3. 調査のスケジュール

- | | |
|---------|---------------------|
| 令和4年12月 | 調査員による調査を実施 |
| 令和5年度 | 調査票の集計及び公表に向けたとりまとめ |
| 令和6年5月 | 調査結果の公表 |

難聴に関連する調査研究・開発支援事業 <厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業>

■ 医療現場における対面および遠隔での手話通訳を介したコミュニケーション時に生ずる意思疎通不全要因の研究

(令和4～6年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 医療従事者、手話通訳者等を対象とした医療現場等（オンライン診療を含む）における手話を介したコミュニケーションの現状と課題に関する調査の実施
- ・ 関係する倫理的な指針やガイドライン等の海外文献を含めた調査の実施
- ・ これらを踏まえた、医療従事者及び手話通訳者による望ましい具体的支援策の提案と検証、ならびにその支援策が記載されたリーフレット、小冊子、研修教材（動画等）等の開発

■ 人工内耳装用児の言語能力向上のための効果的な療育方法の確立に向けた研究

(令和4～6年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 聴覚刺激に対する反応や言語活動等における、人工内耳装用児とそれ以外の児の脳活動イメージング等の手法を活用した脳活動の差異に関する評価の実施
- ・ きこえと言語能力の関連性を定量的に評価する指標の開発
- ・ 人工内耳の適応年齢の考察に資する脳科学的評価の実施
- ・ 人工内耳装用児に対する標準的な療育方法の確立に向けたエビデンスの確立（脳科学研究、文献調査等）
- ・ これらの成果を踏まえた、地域での人工内耳装用児の療育体制の向上に向けた取り組みの方向性の提案

■ 難聴児の手話療育体制整備に関する研究

(令和5～7年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 手話を用いた療育に関する科学的知見の整理
- ・ 児童発達支援センターや海外における難聴児への手話を用いた療育の実態の把握
- ・ 児童発達支援センター等で難聴児に手話を用いた療育を実施する人材を育成するプログラムの検討

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】 国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】 国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】 293,785件 【育成医療】 12,682件 【精神通院医療】 2,592,367件 ※令和5年度

対 象 者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体 不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視 覚 障 害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴 覚 障 害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

補装具費支給制度の概要

1. 制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
- ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること

2. 実施主体…市町村

3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、告示に定める疾病に限る)

4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給(※)を受ける。

※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 姿勢保持装置 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 人工内耳(修理のみ)

車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

3. 費用負担

(1) 公費負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100

(2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、障害者又はその配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

補装具イメージ集



義肢

※筋電義手…筋収縮時に発生した皮膚表面で計測される表面電位を用いて制御する電動義手



上肢装具



下肢装具

装具



座位保持装置



肢体不自由者の補装具



視覚障害者安全つえ



眼鏡



義眼

視覚障害者の補装具



補聴器



人工内耳用音声信号
処理装置(修理に限る)

聴覚障害者の補装具



重度障害者用意思伝達装置



排便補助具



頭部保持具



座位保持具



起立保持具

障害児の補装具

令和6年度補装具の基準額改定の主な内容について

主な改定内容

補装具の種目（名称）		現行基準額(円)		新基準額(円)
義肢（下腿義足）（採型料）		81,800	➡	86,500 (+4,700)
短下肢装具（採型料）		16,000	➡	17,000 (+1,000)
足底装具（採型料）	従来の採型方法	11,600	➡	12,300 (+700)
	新たな採型方法	—		8,200 (—)
座位保持装置（フレーム）		53,400	➡	57,200 (+3,800)
車椅子（※）	基本価格：採寸、適合等	—		17,900 (—)
	本体価格：フレーム、シート等	100,000	➡	90,000 (▲10,000)
補聴器（耳あな型）		137,000	➡	144,900 (+7,900)
視覚障害者安全つえ（折りたたみ式）		4,400	➡	5,200 (+800)
歩行補助つえ（多脚つえ）		6,600	➡	7,600 (+1,000)
重度障害者用意思伝達装置（視線検出入力装置）		180,000	➡	220,000 (+40,000)

（※）車椅子については、製作に必要な採寸、適合等にかかる基本価格を新設するとともに、より経済的なモジュラー型車椅子が主流化していることを踏まえ、本体価格（車椅子を構成するフレーム、シートなど）の金額を適正化。

日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

- 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
 - ・実施主体 市町村
 - ・対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）として**市町村が定める者**
 - ・申請方法 市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

2. 対象種目

- 以下の「用具の要件」をすべて満たすものであって、「用具の用途及び形状」のいずれかに該当するものについて**市町村が定める種目**。

【用具の要件】

- ・障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ・用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

3. 利用者負担

- 市町村の判断による。

意思疎通支援事業等の推進

(地域生活支援事業)

令和7年度当初予算案 502億円（501億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（都道府県必須事業）

（1）事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

（2）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

令和7年度予算案**1.0**億円（うち内閣府BRIDGE予算0.3億円）
令和6年度補正予算**1.3**億円（令和6年予算額1.2億円）

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助を行う。**

支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

（1）自立支援機器の開発事業

①テーマ設定型事業 ②製品種目特定型事業 ③指定補助金等の交付等に関する指針(SBIR)(※)に基づく事業

障害者等の日常生活やコミュニケーションを支援する機器等（8テーマ）及び、盲ろう者が在宅で日常生活活動を行えるように支援する機器等（4種目）の機器を開発している企業、さらに支援機器の開発を目指すスタートアップ企業に対して、開発に要する費用の一部を補助する事業。

※「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく指針

（2）障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業（新規）

①ニーズ・シーズマッチング強化事業 ②支援機器普及啓発促進事業

障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図りながら意見交換を行う場を提供するとともに、障害者等が真に必要な製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる事業。

（3）自立支援機器実証・普及支援モデル事業（新規）

①支援機器等導入実証事業 ②自立支援機器イノベーション人材育成事業

障害者等と開発企業の仲介に入り実証評価や機器の開発・改良を支援する人材を育成するとともに、障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する事業。

3 事業のスキーム

(3)② 自立支援機器等イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開催

(2)① ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチングを強化

(1) 自立支援機器の開発事業

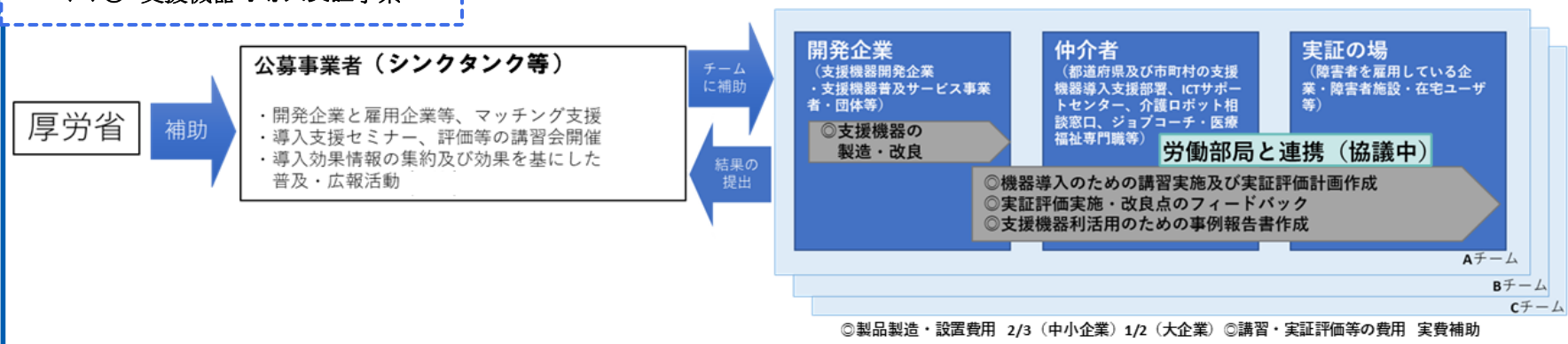
実用的な支援機器の開発に要する費用を補助
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

(2)② 支援機器普及啓発促進事業

支援機器の特徴や使い方等をユーザーに広く情報発信し、利用促進の更なる推進を図る事業



(3)① 支援機器等導入実証事業



4 実施主体

民間団体（公募）

5 補助率

(1) は、中小企業 2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
(2) (3) は、定額（10/10相当）

○高齢者に対する補聴器のフィッティングに関する調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）

※ 実施主体：日本補聴器販売店協会

【検討委員（敬称略）】

- ・小川郁（慶應義塾大学）【委員長】・内田育恵（愛知医科大学）・梅垣宏行（名古屋大学）・白濱雅之（日本認知症本人ワーキンググループ）
- ・矢沢由多加 他1名（テクノイド協会）・成沢良幸 他1名（日本補聴器工業会）・阿部秀実 他1名（日本補聴器技能者協会）
- ・佐藤 誠 他1名（日本補聴器販売店協会）

（1）アンケート調査等

- ・加齢とともにみられる物忘れや認知機能の低下のみられる高齢者への、補聴器の利用（購入）時の対応等に関する調査を実施。
- ・実施対象：全国の認定補聴器専門店等に勤務する認定補聴器技能者等

（2）手引きの作成：補聴器販売従事者のための手引き（高齢者に対する補聴器フィッティングの留意点）

- ・対象：補聴器販売従事者
- ・内容：高齢者の特徴、認知症等に関する基礎知識、高齢者との接し方
高齢者（認知機能の低下がある者含む）への補聴器フィッティングに当たっての留意点や好事例 等

補聴器販売従事者のための手引き（高齢者に対する補聴器フィッティングの留意点）目次

【基礎知識】

- 1 高齢者の特徴 … 加齢と老化等
- 2 認知症の基礎知識 … 認知症への気づき等
- 3 高齢者との接し方 … 高齢期に見られる難聴の特徴の理解等

【アンケート調査報告】

- 1 調査概要、
- 2 アンケート結果（技能者）
- 3 アンケート結果（顧客）、
- 4 アンケートの分析・考察

【現地調査報告】

- 1 補聴器フィッティングの流れ … 事前フィッティング、聞こえの測定、補聴器の選択、補聴器の調整、歩調効果の確認、補聴器装用のケア
- 2 認定補聴器技能者インタビュー
- 3 店舗での高齢者のお客様への配慮の例

【まとめ】

- 1 補聴器販売店の方へ … 認知症チェックリスト等
- 2 補聴器の活用 … 補聴器フィッティング、継続使用・アフターケアの留意点
- 3 知っておきたい制度や知識

補聴器販売 従事者 のための手引き

高齢者に対する
補聴器フィッティングの留意点

一般社団法人
日本補聴器販売店協会

一般社団法人日本補聴器販売店協会を通じて、[加盟の補聴器販売店に送付。](#)

HP上でも公表 <https://www.jhida.org/shop/book.php>

○自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究事業 (令和2年度老人保健健康増進等事業) ※ 実施主体:PwCコンサルティング合同会社

○ 認知症の要因の一つとして難聴が指摘されており、難聴がQOLや認知機能に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要なテーマとなっている。

○ こうした中、難聴高齢者の適切な補聴器利用に向けた取組の課題及び対策を検討するため、自治体における難聴高齢者の把握の取組の実態把握を実施。(座長 内田 育恵 (愛知医科大学))

- ・ 難聴高齢者の把握から適切な補聴器の使用に至るまでのプロセスについて整理し、ステップごとの実施状況について明らかにすることを目的としてアンケート調査を実施。
- ・ 実施対象：全国の市区町村(1741団体 回収数940団体(有効回収率54.0%))
- ・ 調査項目：難聴高齢者を積極的に把握する取組として聴力検査を行っている自治体 0.4%(4自治体)
難聴高齢者への補聴器購入の公的助成を行っている自治体 3.8%(36自治体)

⇒ 現行では、自治体における難聴高齢者の把握の取組が十分ではないが、先進自治体の取組などを周知していく。

自治体における難聴高齢者支援の取組状況

大分県での事例

地域の通いの場での「きこえ」に関するチェックシート作成事例

■作成の背景・経緯

- ・ 大分県では2019年に地域の通いの場参加率全国1位であったが、それ以降、横ばいから減少傾向にあったため、通いの場の実施方針等の転換が必要であった。
- ・ そのため、検討会を立ち上げ、検討を進めていたが、地域の通いの場の運営に関するマニュアルに「きこえ」に関するチェック項目が明示されていなかったため、検討委員の言語聴覚士が中心となって、ヒアリング項目を作成した。

■作成の効果

- ・ 当時、認知症と難聴の関連が示唆された研究結果もあったことから、ヒアリングフレイルの重要性を大分県内の地域の通いの場でも認識してもらうのに役立つと考えられる。
- ・ なお、実際の現場での活用は2021年度以降を想定しており、活用現場での反応等について確認する予定である。

■大分県で検討したヒアリング項目

- (1)会話をしているときに聞き返すことがよくある
- (2)相手の言ったことを推測で判断することがある
※会話の相手が話している内容が聞き取れなかった時、推測で言葉を判断することがある場合を指す。相手の気持ちへの推測は含まない
- (3)電子レンジの「チン」という音やドアのチャイムの音が聞こえにくい
- (4)家族にテレビやラジオの音量が大きいといわれることがよくある
※自分ではそう感じていなくても、家族に言われる場合を含む
- (5)周囲の環境(周りがうるさい、集会のように複数の人の話し声がある場合)によって、2人での会話に比べ何と言っているのかわかりづらいことがある。

金沢での事例

医師会を中心とした聴力検診の実施

■実施の背景・経緯

- ・ 金沢市では金沢市耳鼻咽喉科医会の要望に端を発し、2000年より金沢市が実施する「すこやか検診」の中で、金沢市医師会が金沢市の委託を受け実施している。

■実施内容

- ・ 通常の健康診断で行う1000Hz、4000Hz以外の高音領域(~8000Hz)、低音領域(~250Hz)も医療機関にて検査し高齢者の難聴把握に努めている。

対象者	・ 65～74歳で前年度未受診者 ・ 金沢市が発行する「健康診査受診券」を持参する方
検診方法	・ 問診 ・ 耳鏡検査 ・ 標準純音聴力検査(気導・骨導) 250Hz 500Hz 1000Hz 2000Hz 4000Hz 8000Hz
検診結果	・ 結果は良聴耳の4分法により判定 正常、軽度低下、中等度障害、高度障害 ・ 聴力障害の原因も伝達 ・ 検診結果は受診者に医師が直接知らせる ・ 詳しい検査が必要となる場合は保険診療にて実施。
検診料金 請求等	・ 検診料金 1件3,360円 ・ 患者負担金 1件500円 ※70歳以上などの一部対象者は無料

■実施の効果

- ・ 検査結果を受けて、補聴器装用までつながらないことが多いことは課題であるが、医師の診断をもとに補聴器装用をしたほぼすべての高齢者からはつけてよかったとの声があがっている。
- ・ 補聴器装用につなげることができれば、生活の質の向上につながる。

難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業

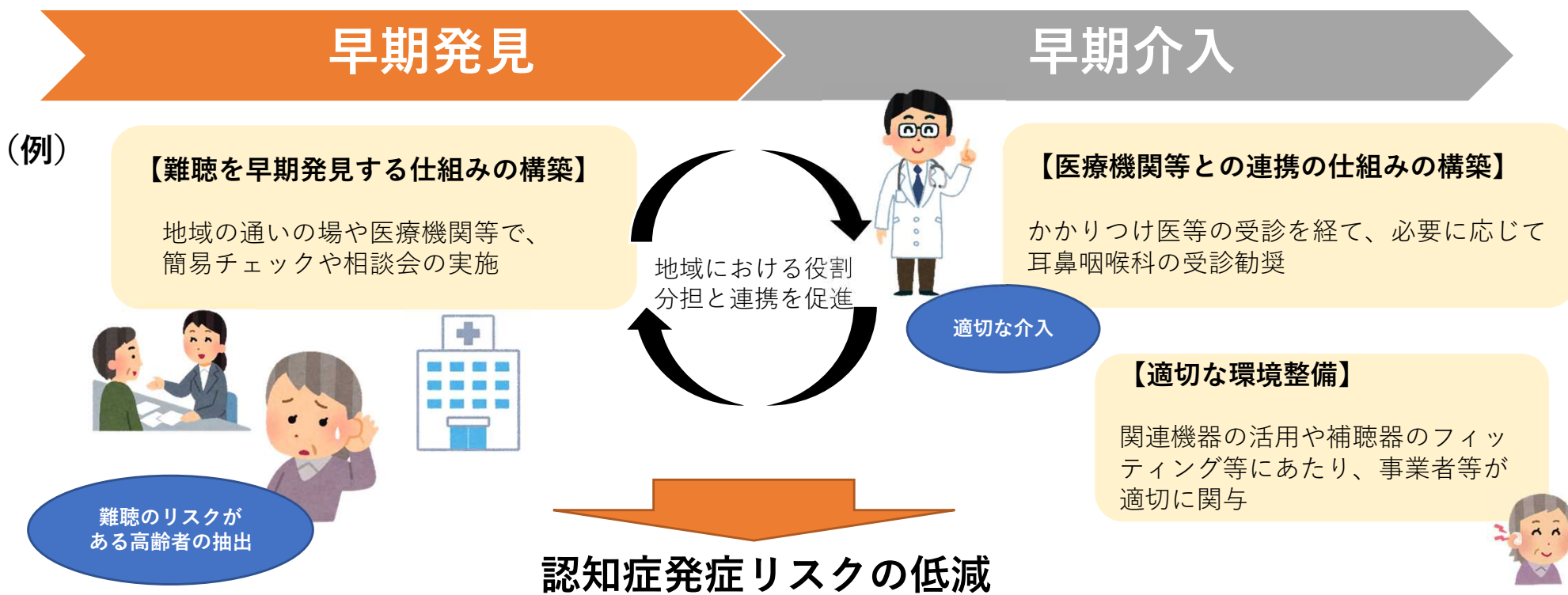
令和5年度老人保健健康増進等事業

厚生労働省 老健局

【事業背景・目的】

- ・ 難聴は、生活障害となるのみならず、認知症発症の危険因子の一つと報告されており、難聴高齢者の早期発見や適切な介入に向けた仕組みの構築が求められる。
- ・ 本事業では、難聴の専門家の参画を得ながら、通いの場など高齢者が集まる場や外出機会が少ない高齢者が受診する医療機関等において難聴のリスクがある高齢者を抽出し、適切な介入につなげるモデル事業を複数の市町村で実施した上で、有識者等により組織する委員会において課題分析等を行い、報告書としてとりまとめる。その際、事業者を含めて関係者の役割等についても分析する。

※令和2年度の老健事業の成果も活用する。



賃上げに係る評価の全体像

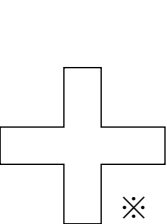
ベースアップ評価料

看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価

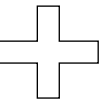
① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護ステーションの利用者に係る評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)
・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ（区分は設けない）

（新）外来・在宅ベースアップ評価料（I）初診時 6点 再診時 2点 等



※ 入院に携わる職員のための評価



※ ①による対象職員の賃上げが、一定の水準（給与総額の1.2%増）に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ

①' 賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)
・ 一定の水準（対象職員の給与総額の1.2%）に達するため、評価の区分（8区分）を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ

（新）外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 等

病院、有床診療所

② 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料
・ 必要な評価の区分（165区分）を計算し、届出を行った施設について、入院料等に評価を上乗せ

（新）入院ベースアップ評価料（1日につき）

<u>1</u>	<u>入院ベースアップ評価料 1</u>	<u>1点</u>
<u>2</u>	<u>入院ベースアップ評価料 2</u>	<u>2点</u>
↓		
165	入院ベースアップ評価料165	165点

- ・ 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告
- ・ ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ（ベースアップ等）に用いる必要（令和6年度から令和7年度への繰り越しは可）

初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置

- ・ 賃上げの計画及び毎年の実績（各年）についてベースアップ評価料①～②に伴う報告や抽出調査等により把握

小児抗菌薬適正使用支援加算の見直し

小児抗菌薬適正使用支援加算の見直し

- 小児の外来診療における抗菌薬の適正使用を推進する観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象疾患について見直す。

現行

【小児抗菌薬適正使用支援加算】
[算定要件]（抜粋）
急性気道感染症又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月 1 回に限り80点を所定点数に加算する。



改定後

【小児抗菌薬適正使用支援加算】
[算定要件]（抜粋）
急性気道感染症、**急性中耳炎、急性副鼻腔炎**又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月 1 回に限り80点を所定点数に加算する。

（参考）耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算（令和 4 年度診療報酬改定において新設）

耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

[算定要件]（概要）
急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した 6 歳未満の乳幼児に対して、耳鼻咽喉科処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導等を行い、文書により説明内容を提供した場合は、所定点数に加算する。

疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設等

疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設

- NDB・DPCデータにより疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、リハビリテーションを実施した職種ごとの区分を新設する。

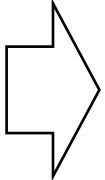
現行

【心大血管疾患リハビリテーション料】

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料（I）（1単位） 205点
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

【脳血管疾患リハビリテーション料】

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（1単位） 245点
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）



改定後

【心大血管疾患リハビリテーション料】

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料（I）（1単位）
イ 理学療法士による場合 205点
ロ 作業療法士による場合 205点
ハ 医師による場合 205点
ニ 看護師による場合 205点
ホ 集団療法による場合 205点

【脳血管疾患リハビリテーション料】

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（1単位）
イ 理学療法士による場合 245点
ロ 作業療法士による場合 245点
ハ 言語聴覚士による場合 245点
ニ 医師による場合 245点

※他の疾患別リハビリテーション料についても同様

呼吸器リハビリテーション料の見直し

- 術前の呼吸器リハビリテーションの有効性に関するエビデンスを踏まえ、呼吸器リハビリテーション料の対象患者に大腸癌、卵巣癌、膵癌の患者が含まれていることを明確化する。

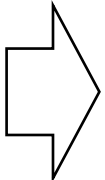
現行

【呼吸器リハビリテーション料】

【施設基準】

別表第九の七 呼吸器リハビリテーション料の対象患者
（略）

- 四 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者



改定後

【呼吸器リハビリテーション料】

【施設基準】

別表第九の七 呼吸器リハビリテーション料の対象患者
（略）

- 四 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌、大腸癌、卵巣癌、膵癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者

人工内耳の算定留意事項変更について

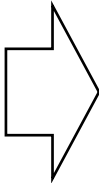
特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項の見直し

- 「090 人工内耳用材料」の特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について、関係学会による指針の改正等を踏まえ、以下のとおり変更する。

現行

(1) 人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は算定できない。

(2)～(4) (略)



改定後

(1) 人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は、以下の全てに該当する場合を除き算定できない。なお、以下の全てに該当し機種の変換を行う場合には、医学的な必要性について診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
ア 音声言語をコミュニケーション手段とし、同一の人工内耳用音声信号処理装置を継続的に装用してから5年以上が経過していること。
イ 関係学会の定める指針に基づき実施する語音聴取評価検査の単語検査における明瞭度が、現在使用している人工内耳用音声信号処理装置を使用した場合には80%以下であり、かつ、別の人工内耳用音声信号処理装置を使用した場合に8%以上改善すること。

(2)～(4) (略)

新生児聴覚検査の実施

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要。

検査方法

新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。検査方法は、主に自動ABR又はOAEがある。

自動ABR(自動聴性脳幹反応: Automated Auditory Brainstem Response)

…新生児聴覚検査用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能を持たせたもので、判定基準は35dBに設定され、「pass(パス)」あるいは「refer(リファー)」で結果が示される。

OAE(耳音響放射: Otoacoustic Emissions)

…内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査。

沿革等

- ・平成12年度～ 国庫補助事業を開始
- ・平成19年度～ 検査費用を一般財源化(交付税措置)(検査の実施主体は市町村)
- ・平成24年度～ 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の検査記録に「新生児聴覚検査」を記載し、任意記載事項様式の「新生児(生後約4週間までの赤ちゃん)」のページに「新生児聴覚検査について」を追加
- ・平成28年3月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して検査に係る留意事項を整理し、市区町村における一層の取組を依頼
- ・平成28年10月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正
- ・平成29年12月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して都道府県において新生児聴覚検査に係る協議会の設置を求めたとともに、検査の実施状況等の把握のため、受診状況等を取りまとめることとした。
- ・令和4年2月 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」(令和3年3月～令和4年1月)における検討を踏まえて、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を取りまとめ、局長通知を発出
- ・令和4年度 検査費用の交付税措置について、「少子化対策に係る経費」の内数としての算定から、「保健衛生費」における算定(「新生児聴覚検査費」として所要額を計上)に変更
- ・令和5年度10月 新生児聴覚検査に係る通知を改正し、確認検査でリファーであった場合、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応を記載
- ・令和6年度 検査費用の交付税措置について、算定費目「こども子育て費」の創設に伴い、保健衛生費からこども子育て費における算定に移行
- ・令和6年12月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、先天性サイトメガロウイルス検査の項目を追記

(参考)

- ・平成19年3月:「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」を作成(厚生労働科学研究費補助金)
- ・平成25～26年度:新生児スクリーニングや乳幼児健診での問題点を検討し、新生児スクリーニング普及率向上への改善策を提示するとともに、1歳未満で実施可能な質問紙等による新たなスクリーニング方法を検討。「乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング及び健康診査の効果的実施に関する研究」(分担班)(厚生労働科学研究費補助金)
- ・平成27～29年度:新生児聴覚スクリーニングの有効性を再検証(「乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング等の効果的実施に関する研究」(分担班)(日本医療研究開発機構研究費)
- ・令和元年度:「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成(子ども・子育て支援推進調査研究事業)

新生児聴覚検査について

1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

2. 財政措置

① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関連する経費**」の内数として**地方交付税措置**

② 令和4年度以降

- 令和4年度より、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所得額を計上**
- 令和6年度には、こども子育て費における算定に変更。各市町村における聴覚検査の公費負担の最新の実態を踏まえ、**市町村の標準団体（18歳以下人口1.6万人）当たり1,606千円**を計上し、**令和4年度の935千円より671千円の拡充**。

③ 地方交付税措置のイメージ

＜令和3年度まで＞

「少子化対策に関連する経費」の内数として措置

少子化対策に関連する経費の内数

＜令和4年度以降＞

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所得額を計上

「こども子育て費」

※令和4、5年度は「保健衛生費」

「新生児聴覚検査費」

・標準団体当たり

1,606千円

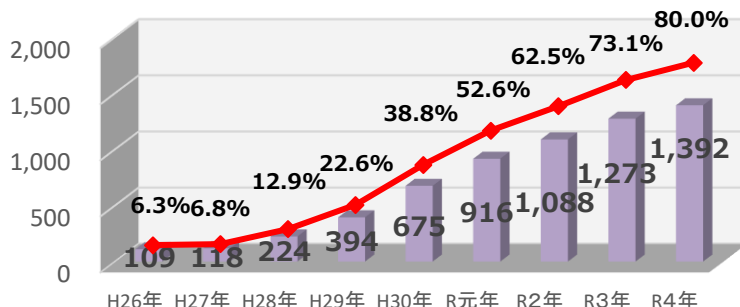
※令和6年度における金額

※令和4年度は、935千円

3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

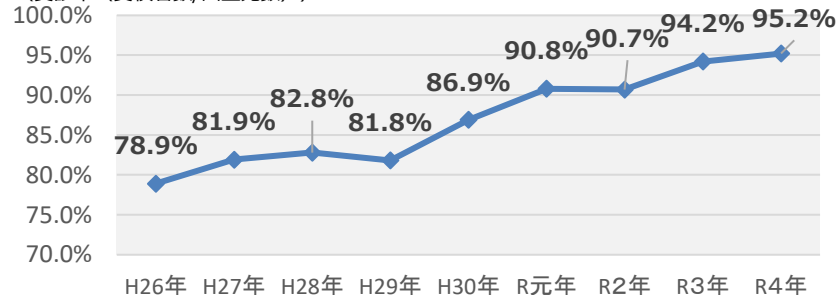
(1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



(2) 受検率の推移 (受検の有無を把握している市町村のうち、受検者数を集計している市町村のデータ)

(受診率 (受検者数/出生児数))



令和7年度予算案 3.5億円（3.5億円）
【平成29年度創設】

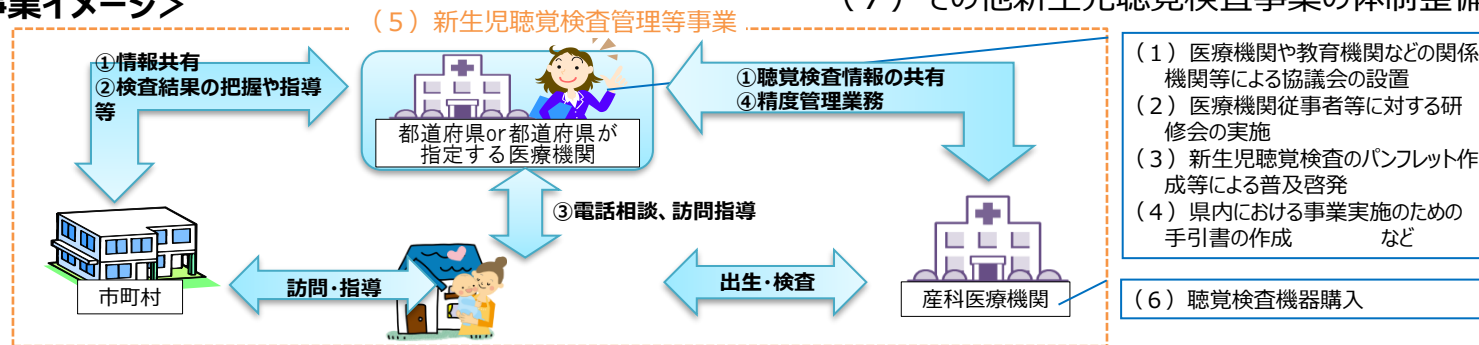
事業の目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

事業の概要

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
 - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ② 市町村への指導等
 - ③ 相談対応等
 - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価 :

年額	2,373,400円
(5) を実施する場合	年額 10,000,000円
(6) を実施する場合	年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 44自治体（43自治体）
- ※ 令和5年度変更交付決定ベース
括弧は令和4年度変更交付決定ベース

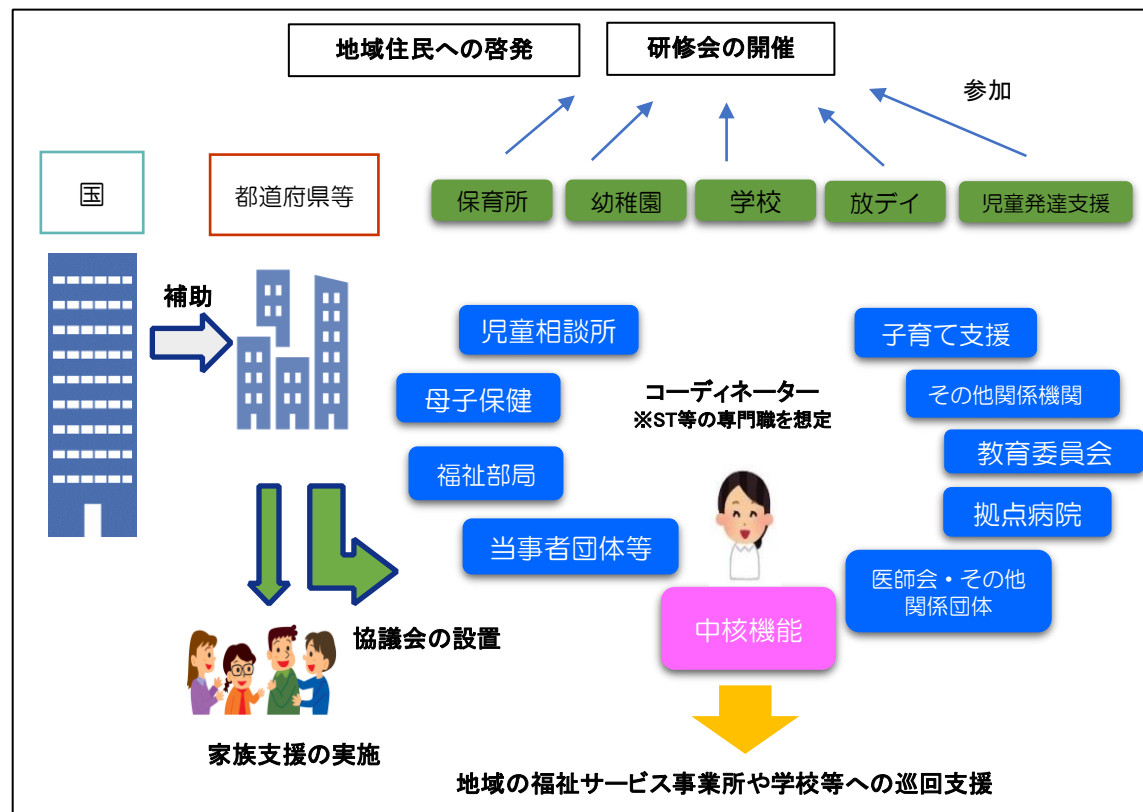
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
 - 聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
 - 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
 - 家族支援の実施**
 - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
 - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
 - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
 - 巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
 - 聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円

1 中核市当たり 7,000千円

現状・課題

聴覚障害教育については、人工内耳装用児の増加や重複障害学級在籍率、大学進学率の上昇等、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態等も多様化しており、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。

さらには、2025年には「東京2025デフリンピック」が控えており、これを契機として、手話を含む聴覚障害教育の充実や聴覚障害に関する理解啓発の一層の推進を図る必要がある。

また、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 児童生徒等向けコンテンツ開発

聴覚障害教育の更なる充実に向けて、聴覚障害のある児童生徒等を対象とする学習コンテンツや、聴覚障害や手話に関する理解を深めるためのコンテンツの開発を行うとともに、当該コンテンツを学校において活用するための教師用の指導の手引きを作成する。

（開発するコンテンツ例）

- ・手話を使用する児童生徒等を対象とする、手話を活用する学習コンテンツ
- ・聴覚障害のない児童生徒等や、聴覚障害のある子供をもつ保護者を対象とする、聴覚障害や手話に関する理解啓発のためのコンテンツ 等



委託先

- ・企画検討会議の開催
- ・実地調査等の実施
- ・動画撮影・編集によるコンテンツ開発
- ・学習用テキストや指導の手引きの作成 等

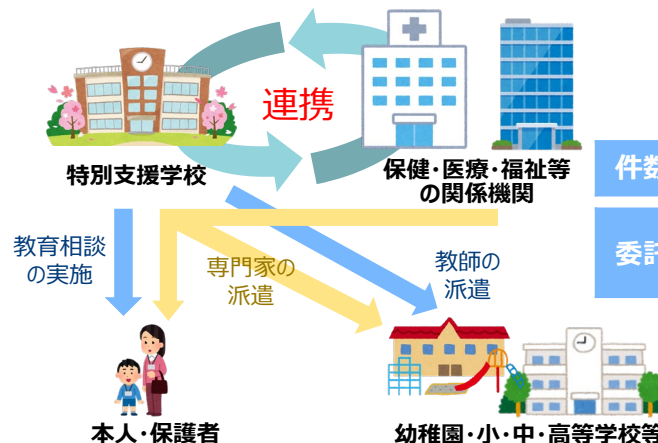
件数・単価 2箇所×約15.2百万円

委託先 大学、民間団体

2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



件数・単価 2箇所×約4.4百万円

委託先 都道府県・指定都市教育委員会